

飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する
条例を制定し、ここに公布する。

令和7年9月25日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第30号

飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例(平成26年飯塚市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者に対して、10万円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、法第13条の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 (2)・(3) (略)	(罰則) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者に対して、10万円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 (2)・(3) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。